

第3章 消費者施策の具体的展開

第1項 消費者の安全・安心の確保

食品、家庭用品、住宅等の安全が確保され、安定的に供給されることは消費者利益の擁護・増進のための基本的な施策であることから、法令に基づく監視・指導、消費者への適正かつ迅速な情報提供、自主的な取組を推進します。

1 食の安全・安心の確保

食の安全・安心確保のため、「食品衛生法」、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下（「JAS法」という。））」等多くの法律が定められていますが、県では「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」を「県民の健康の保護」、「地産地消等の推進を通じた食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築」、「安全で安心できる食品の供給及び消費の拡大」に寄与することを目的とし、この目的を達成するため、県民、食品関連事業者、県等多様な主体の相互理解、連携及び協働により、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するよう見直しました。その中では、食品関連事業者の責務や事業者団体の役割を位置づけるなど、施策の充実、強化を図り、一層の食の安全・安心の確保に向けた取組を進めることとしています。

「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づき監視・指導（部局：健康福祉部、農林水産部、環境生活部）

- ア 「三重県食品監視指導計画」に基づき取組を実施します。
- イ 農薬、肥料、飼料、動物・水産用医薬品等の立入検査・指導を実施します。また、適正使用のための情報提供や指導、ガイドラインの作成を行います。
- ウ 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（以下「米トレーサビリティ法」という。）」に基づき立入調査を実施します。
- エ 事業者におけるコンプライアンス意識の向上や関係法令に関する理解の促進を図ります。
- オ 食の安全・安心について考える力や選択する力を養うため、食育を通

- して学校や家庭・地域の食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための教育を推進します。
- カ 消費者に対し、食の安全・安心の確保に努力する事業者の情報を発信します。
 - キ 生産段階や製造・流通段階での監視、指導、検査を実施します。また、これらに係る情報の公開・提供を行い、消費者の意見を反映してその内容を充実します。
 - ク 食の安全確保に関する自主管理体制の整備に必要なISO22000⁹やHACCP¹⁰方式等の先進的な取組に関する情報の提供を行うとともに、指導・助言を行います。また、農産物の安全確保、品質管理等のためのGAP¹¹手法の導入を促進します。
 - ケ 農産物の生産から流通・販売までの履歴情報を確認できるトレーサビリティ・システム¹²などの導入に取り組む事業者を支援します。

2 製品等の安全の確保

消費生活に係る商品や役務によって生命、身体及び財産を侵されず、消費者の安全の確保に向けた取組を進めます。

消費者への迅速かつ的確な情報の提供（部局：環境生活部）

消費者庁や国民生活センター等との連携のもとに、消費者の生命や身体に危害を及ぼす疑いのある商品・サービスについて情報収集や必要な調査を行い、消費者への迅速かつ的確な情報の提供に努めます。

また、消費者事故が発生した場合には情報を集約し、必要に応じて県民に注意を喚起します。

家庭用品等の安全の確保（部局：防災対策部、環境生活部、健康福祉部）

ア 「消費生活用製品安全法」、「家庭用品品質表示法」、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づく立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行います。

イ 電気用品・ガス用品等の安全性を確保するため、「電気用品安全法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、販売事業者に対する立入検査・指導を行います。

住宅等の安全性の確保（部局：県土整備部）

ア 住宅を含む建築物の地震による倒壊を防ぐため、建築物の耐震化を促進します。

イ 防災や構造上の安全性を確保し、安全で安心な建物づくりのため、建築確認・検査制度の適正な運用を推進します。

ウ 安全で安心な住まいづくりを支援するため、リフォームに関する助言

や市町相談窓口の設置の拡充、住宅性能表示制度等の普及・啓発を行うとともに、不正行為等を行う建設業者に対して適切な指導・監督を行います。

3 取引の安全の確保

不当な取引に侵害されず、不当な取引条件を強制されないため、消費者の利益を保護し、商品等の流通を円滑にするために、悪質な事業者に対して指導等を行います。

「特定商取引法」の厳正な執行（部局：環境生活部）

高齢者等をターゲットにした悪質商法対策の充実・強化をはかるため、市町との情報共有をいっそう強化し、「特定商取引法」の改正の趣旨、消費者被害の実態を踏まえた同法の厳正な執行を行います。

適正な消費者取引の確保（部局：環境生活部）

岐阜県、静岡県、愛知県、三重県で構成する「東海地域悪質事業者対策会議」¹³において、消費者被害の状況や問題解決手法などの情報の共有をはかり、効果的な事業者指導を行います。

4 表示・計量の適正化

商品などが誤って選択・使用・保存されることによって消費者の利益が損なわれないよう表示についての調査を実施します。

商品等の適正な表示の確保（部局：環境生活部、健康福祉部）

- ア 「景品表示法」に基づき、過大な景品付き販売を規制し、広告等の表示において、商品やサービスの内容が、実際のものより著しく優良と誤認させるような表示や、取引条件が、実際のものより著しく有利であると誤認させるような表示を行った事業者に対して適正な表示を行うように指導することにより、消費者を不当に惑わす表示を規制します。
- イ 「東海4県広告表示等適正化推進会議」¹⁴、「三重県食品表示監視協議会」¹⁵において、表示に関する情報の共有をはかり、効果的な調査・指導を行います。
- ウ 「三重県食品監視指導計画」に基づく取組を実施します。
- エ 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品的効能効果を標ぼうする健康食品等を製造または販売する事業者に対して、適正な表示を行うように指導することにより、保健衛生上の危害を防止します。
- オ 「健康増進法」に基づき、食品として販売されるものに関し、健康の保持増進の効果等について著しく事実と相違する、または著しく人を誤

認させるような広告等を指導することにより、消費者の適切な健康管理や診察の機会を妨げる広告等の表示を規制します。

カ 「食品衛生法」、「JAS法」、「健康増進法」の食品の表示に関する規定を統合した「食品表示法」が平成27年中に施行されることから、変更点に適切に対応できるよう、引き続き、消費者、食品関連事業者等への周知及び指導を図ります。

商品の適正な計量の確保（部局：雇用経済部）

適正な量目表示が行われるように、「計量法」に基づき、計量器の検査を実施するとともに、必要に応じて特定商品を販売する事業者に対して立入検査を実施します。

商品・サービスの適正な表示の推進（部局：環境生活部）

表示は消費者が商品・サービスを購入する際の合理的な選択のもととなる情報であることから、適正な表示が行われるように事業者に対し啓発を行います。

5 生活関連物資の安定供給

生活関連物資の需給及び価格の安定のための施策を実施します。

生活関連商品の流通の円滑化及び価格の安定（部局：環境生活部）

生活関連商品の流通の円滑化及び価格の安定をはかるため、必要があると判断したときは、事業者に対して、生活関連商品の円滑な供給とその他必要な措置について協力を要請します。

生活関連商品の円滑な供給（部局：環境生活部）

社会情勢の急変などの非常時において、生活関連商品の買い占め又は売り惜しみを行う事業者に対して、必要に応じて商品の売り渡しを勧告し、生活関連商品の円滑な供給を促します。